

グアム 税関・検疫申告書 記入例

日本橋夢屋

海外出張、業務渡航のプロフェッショナル

DO NOT STAPLE Guam Customs Agriculture Declaration Form Mandatory Declaration グアム税関・検疫申告書 (必須)



ハファ デイ! 米国領グアムへようこそ。法律によりグアム入国の全ての方々に税関・検疫申告書の提出が義務づけられています。記入者ご本人の他、ご家族6名まで1枚の申告書にご記入いただけます。
必ず黒または青のインクのペンを用いてお書きください。(鉛筆は不可)
ローマ字の活字で記入し、また、該当する欄全体を下記の要領で塗りつぶしてください。

正しい記入例: ☐ ☒ ☐

誤った記入例: ☐ ☒ ☒ ☐

JAPANESE

FOR CUSTOMS USE ONLY:

本日の日付 (月/日/西暦):	航空会社/船舶会社
便名:	搭乗地:
☐ 乗り継ぎ	

1. 本申告書に含まれるすべての申告者をご記入ください(代表者ご自身を最初にご記入ください。記入欄が足りない場合は、用紙をもう1枚ご使用ください)

姓	名	旅券番号または 社会保障番号	国籍のある国	出生地	生年月日 (月/日/西暦)	性別 男 女	乗務員
						☐ ☐	☐
						☐ ☐	☐
						☐ ☐	☐
						☐ ☐	☐
						☐ ☐	☐
						☐ ☐	☐

1a. 本申告書に含まれる申告者の総数(代表者ご自身を含みます):

☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7

2. グアムでの滞在先(私書箱等の郵便物の宛先ではなく、住所またはホテル/アパート/コンドミニアムの名称をご記入ください):

3. 居住地(当てはまる欄を塗りつぶしてください):

☐ グアム ☐ オーストラリア ☐ カナダ ☐ 中華人民共和国(以下より選択):
☐ 北マリアナ諸島 ☐ ヨーロッパ ☐ ミクロネシア連邦 ☐ 北京
☐ パラオ共和国 ☐ マーシャル諸国共和国 ☐ ロシア ☐ 上海
☐ ハワイ州 ☐ 香港 ☐ フィリピン ☐ 広州
☐ タイ ☐ ベトナム ☐ 米本土 ☐ その他 _____
☐ その他(記入ください): _____

日本(地方名をお選びください):

☐ 北海道 ☐ 東北 ☐ 関東 ☐ 甲信越 ☐ 北陸
☐ 中部 ☐ 近畿 ☐ 中国 ☐ 四国 ☐ 九州
☐ 沖縄 ☐ その他(記入ください): _____

搭乗地:

☐ 千歳空港 ☐ 仙台空港 ☐ 新潟空港
☐ 成田空港 ☐ 羽田空港 ☐ 名古屋空港/セントレア
☐ 関西空港 ☐ 岡山空港 ☐ 広島空港
☐ 福岡空港 ☐ その他(記入ください): _____

最後の乗り継ぎ地点(または最後に経由した空港):

☐ 羽田空港 ☐ 関西空港 ☐ 成田空港 ☐ 無し
☐ その他(記入ください): _____

韓国(都市名をお選びください):

☐ 忠北 ☐ ソウル ☐ 慶北 ☐ 慶南
☐ 忠南 ☐ 仁川 ☐ 京畿 ☐ 釜山
☐ 江原 ☐ 全北 ☐ 全南 ☐ 蔚山
☐ その他(記入ください): _____

搭乗地:

☐ 釜山空港 ☐ 仁川空港 ☐ その他: _____

最後の乗り継ぎ地点(または最後に経由した空港):

☐ 釜山空港 ☐ 仁川空港 ☐ その他: _____

台湾、中華民国(地域名をお選びください):

☐ 高雄 ☐ 桃園、苗栗、新竹
☐ 台中 ☐ 台北 ☐ その他(記入ください): _____

4. 旅券発給国:

☐ オーストラリア ☐ カナダ ☐ 中華人民共和国 ☐ ヨーロッパ
☐ 香港 ☐ 日本 ☐ 韓国 ☐ フィリピン
☐ 台湾、中華民国 ☐ アメリカ合衆国 ☐ その他(記入ください): _____

5. グアムにお持ち込みの物品を以下よりお選びください:

☐ 麻薬などの禁止・規制物質、爆発物、武器類
☐ 大人一人当たり1ガロン(3.7リットル)以上のアルコール飲料
☐ 植物またはその一部(生鮮果物、野菜、または植物性の素材を原料とする物品を含む)
☐ 土、鉱物標本、生物学的標本

☐ 動物またはその一部、または野生動物を原料とする物品

☐ 肉、牛乳、卵を含む動物性食品

☐ 1万米ドル以上の現金、またはそれに相当する外国の通貨または有価証券類

(注意: 1万米ドル以上の有価証券類を持ち込むことは違法ではありませんが、申告が必要となります)

☐ 以上に記載されたものは、いずれも持ち込んでいません。

6. グアムの内国歳入法では、グアム国外で入手した物品・商品は(未使用/使用済みに関わらず、課税対象のいかに関わらず、また商品として購入/ギフトとして入手したにかかわらず)すべて入国時に申告の義務を伴います。下表にすべての物品・商品を列記してください。

ただし非居住者の場合は、口頭で申告することができます。グアムに帰国する居住者の場合は、かかる物品・商品の合計額が一人当たり1,000米ドルを越えない場合に限り、口頭で申告することができます。

警告: 麻薬などの規制物質をグアムに持ち込むことは、第一級の重罪に当たります(Title 9 GCA, Section 67)。この法律に対する違反行為は、懲役10年以下の強制的な実刑判決の対象となります。税関検査員に対して虚偽の陳述を行った場合は、法律により罰せられます。税関では、手提げかばん、手荷物類を含むすべての荷物が開封および検査の対象となる可能性があります。報告または申告すべき物品について不明な点をお持ちの方は、税関検査員にお尋ねください。

品目	値段
合計額(米ドル)	

FOR CUSTOMS USE ONLY:

7. 私は、本申告書に記載された要件を読んで理解し、さらに口頭および書面による私の申告が真実であることを誓います。

署名(ローマ字で)

日付(月/日/西暦)



GUAM
VISITORS
BUREAU

Setbision
Bisitan Guaha

正しい記入例： ○ ~~〇〇〇~~ ○ ○

誤った記入例：

- [illegible]